

山口県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業補助金実施要領

制定：令和3年4月1日付け令3ぶちうま推進第61号

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業補助金交付要綱（令和3年4月1日付け令3ぶちうま推進第47号。以下「県交付要綱」という。）に基づいて行う補助金の交付に関し、食料産業・6次産業化交付金交付要綱（平成30年3月30日29食産第5355号農林水産事務次官依命通知。）、食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日29食産第5353号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付要綱（令和2年1月30日元食産第4502号農林水産事務次官依命通知）、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元食産第4500号農林水産事務次官依命通知。以下「国緊急対策事業実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(対象となる事業)

第2条 この要領の対象となる事業は、以下のとおりとする。

- (1) 国実施要綱の第3に定める(10)食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業（以下、「HACCP等対応施設整備事業」という。）
- (2) 6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業（以下、「HACCP等対応施設整備緊急対策事業」という。）

(事業実施の要望)

第3条 事業を実施しようとする者は、知事が別に定める日までに、別に示す要望調査様式を知事に提出するものとする。

(事業実施の手続き)

第4条 事業実施主体は、以下の様式により、事業実施計画書を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

- (1) HACCP等対応施設整備事業を実施する場合は、国実施要綱別記10第7第1項の定めるところによる別記第1号ー(1)様式
 - (2) HACCP等対応施設整備緊急対策事業を実施する場合は、国緊急対策事業実施要綱第7第1項の定めるところによる別記第1号ー(2)様式
- 2 事業実施主体は、以下の実施設計書（設計図面、仕様書、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書）を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。
- (1) HACCP等対応施設整備事業を実施する場合は、国実施要綱別記10第13第1項の定めるところによる実施設計書
 - (2) HACCP等対応施設整備緊急対策事業を実施する場合は、国緊急対策事業実施要綱第13第1項の定めるところによる実施設計書

(事業の着工)

第5条 事業の着工は、知事から事業実施主体への交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、あらかじめ知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記し、以下の様式により、交付決定前着手届出を知事に提出するものとする。

(1) HACCP等対応施設整備事業を実施する場合は、国実施要綱別記10第13第4項の定めるところによる別記第2号一(1)様式

(2) HACCP等対応施設整備緊急対策事業を実施する場合は、国緊急対策事業実施要綱第13第4項の定めるところによる別記第2号一(2)様式

2 前項ただし書により、交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから着手するものとする。

なお、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

3 事業実施主体は、入札終了後、以下の様式により、速やかにその結果を知事に提出するものとする。

(1) HACCP等対応施設整備事業を実施する場合は、国実施要綱別記10第13第5項の定めるところによる別記第3号一(1)様式

(2) HACCP等対応施設整備緊急対策事業を実施する場合は、国緊急対策事業実施要綱第13第5項の定めるところによる別記第3号一(2)様式

(事業完了に伴う届出)

第6条 事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を以下の様式のしゅん功届により、知事に届け出るものとする。

(1) HACCP等対応施設整備事業を実施する場合は、国実施要綱別記10第14第1項の定めるところによる別記第4号一(1)様式

(2) HACCP等対応施設整備緊急対策事業を実施する場合は、国緊急対策事業実施要綱第14第1項の定めるところによる別記第4号一(2)様式

2 前項の届出があった場合、県は、事業のしゅん功検査等を実施し、不適切な処理等がある場合には適切な措置を講じるものとする。

(事業実施状況及び事業成果の報告等)

第7条 事業実施主体は、国実施要綱別記10第10第1項、及び国緊急対策事業実施要綱第10第1項の規定に基づき、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、別記第5号様式により、翌年度の5月末までに知事に提出するものとする。

2 知事は、事業実施主体から前項の事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、必要に応じて事業実施主体に対して適切な措置を講じるものとする。

3 知事は、事業実施計画に定められた成果目標の達成のための取組が遅れていると判断した場合は、早期達成に向けた必要な措置を講じるとともに、事業実施主体は、改善方策等を記載した改善計画書を、知事に提出するものとする。

4 事業実施主体は、国実施要綱別記10第11第1項、及び国緊急対策事業実施要綱第11第1項の規定に基づき、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の

達成状況について、自ら評価を行い、別記第5号様式により、翌年度の5月末までに知事に提出するものとする。

- 5 知事は、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認められる場合には、事業実施主体に対して、必要な改善措置を指導し、事業実施主体は、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告しなければならない。

(事業名等の表示)

第8条 事業実施主体は、補助金事業により整備した設備及び機器等について、事業名等を表示するものとする。

- 2 事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ以下の様式により、整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届を知事に提出するものとする。

(1) HACCP等対応施設整備事業を実施する場合は、国実施要綱別記10第17第4項の定めるところによる別記第6号一(1)様式

(2) HACCP等対応施設整備緊急対策事業を実施する場合は、国緊急対策事業実施要綱第17第4項の定めるところによる別記第6号一(2)様式

(その他)

第9条 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の円滑な実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年(2021年)4月1日から施行し、令和3年度に実施する事業から適用する。

(山口県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業交付金実施要領の廃止及び経過措置)

- 2 この要領の施行に伴い、山口県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業交付金実施要領(令和2年(2020年)4月1日付け令2ぶちうま推進第89号。以下「旧実施要領」という。)は廃止する。

この場合において、この通知による廃止前の旧実施要領の規定に基づき、令和2年度までに実施した事業については、なお従前の例による。